

傍 聴 要 領

京都府総合計画推進会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議を傍聴する人数は、会場の都合等により制限することがあります。
- (2) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、担当者の指示に従って会場に入室してください。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (4) 次のいずれかに該当する方は傍聴することができません。
 - ア 酒気を帯びていると認められる方
 - イ 委員会の妨害になると認められる器物等を携帯している方
 - ウ ア及びイのほか、傍聴を不適當と認める方

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府が認めた場合は、この限りではありません。
- (7) 会場において、携帯電話等の機器の電源を切る又はマナーモードに設定しておくこと。
- (8) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、担当者の指示に従ってください。御不明な点は、担当者にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。